

～宮城県外で妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査を受ける方へ～

里帰り先等（県外）で受けた

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査を助成します

《申請期限》

最終の受診日から1年以内

※申請期限最終日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までとなります。

《助成対象者および助成上限額》

対象者：宮城県外(国内)の産婦人科及び小児科、出産を取り扱う助産所で受診した方
受診・検査日時時点で白石市内に住所を有している方

助成額：助成券に記載されている助成上限額と実際の自己負担額を比較して少ない方の金額となります。
(保険診療分等の一部負担金は対象外です。)

●妊婦一般健康診査●

宮城県内での妊婦一般健康診査と合算して14回まで
(多胎は21回まで)

区分	助成上限額
初回	25,790円
2回目～10回目	各6,500円
11回目～14回目	各8,500円

●産婦健康診査●

宮城県内での産婦健康診査と合算して2回まで

区分	助成上限額
1回目(産後2週間頃)	5,000円
2回目(産後1か月頃)	5,000円

※助成には、エジンバラ産後うつ病質問表(EPDS)等のツールを用いた精神状況の評価の実施が必須となります。

※助成券の「診査医記入欄」に医師の記入が必要です。

※流産・死産の場合も、助成を受けることができます。

●新生児聴覚検査●

生後1か月以内に受けた初回検査及び医師の指示により受けた確認検査

助成上限額 8,000円

※生後1か月を超えて検査した場合でも、「検査医記入欄」にその理由が記載されている場合には、助成対象となります。

注意

- ・新生児聴覚検査及び1か月児健康診査については、お子さんの住所が白石市にない場合は、使用できません。届け先の市町村にお問い合わせください。
- ・乳児一般健康診査(2か月児・8～9か月児)について県外の医療機関で受診した場合も助成の対象になります。申請書が異なりますので健康推進課までご連絡ください。

●1か月児健康診査●

(令和8年4月1日以降に受けたもの)

生後28日目から生後2か月以内に受けた健康診査1回のみ

助成上限額 6,000円

※生後28日目から42日目までが標準的な受診期間です

〈担当〉

白石市保健福祉部健康推進課 保健指導係
電話：0224-22-1362

申請方法は裏面をご覧ください

《申請方法》

助成対象となるすべての健康診査・検査終了後に、下記の必要書類を提出してください。

《必要書類》

①申請書（お問い合わせ先・申請窓口で交付、またはホームページからダウンロード）
②助成券（申請する健康診査・検査の未使用分すべて） <ul style="list-style-type: none">・産婦健康診査助成券、新生児聴覚検査助成券は診査医の記入が必要です。・産婦の精神状況の評価（EPDS等）の結果の記載がない場合、産婦健康診査の申請を受け付けることができません。 必ずEPDS等の結果の記入を受けてください。・EPDS以外で精神状況の評価を実施する場合、内容によっては助成の対象とならない場合があります。
③医療機関の領収書及び診療明細書 <ul style="list-style-type: none">・受診者氏名、保険適用外の費用であること、健康診査年月日、領収金額、医療機関名の確認ができるもの。・診療明細書が発行された場合には、必ずそのコピーを添付してください。
④母子健康手帳
⑤振込先のわかる通帳又はキャッシュカード <ul style="list-style-type: none">・金融機関名、支店名または店番号、口座番号、口座名義人がわかるもの・ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合、振込用口座番号(店番3桁、口座番号7桁)が必要です。
⑥（住民基本台帳の閲覧に同意されない場合）本人（妊婦または産婦及び児）の住民票
⑦委任状（お問い合わせ先・申請窓口で交付、またはホームページからダウンロード） <ul style="list-style-type: none">・申請者と請求書の口座名義が違う場合のみ提出してください。

すべての健康診査・検査終了後に一括して申請してください。

- * 申請書等の記載例につきましては、白石市ホームページからご参照ください。
- * 委任状に記名・押印した場合の印鑑は、欠けたり重なったりしないように、鮮明に押印をお願いいたします。
- * 申請内容を審査のうえ、全額または一部を指定された口座へ振込みます。振込みまでは1～2か月程度かかります。
- * 申請期限までに書類が整わない場合は窓口でご相談ください。
- * 内容等が変更になる場合がありますので、最新情報は、白石市ホームページをご確認ください。